

自治基本条例／個人情報保護条例 他市町村比較表

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	喜多方市(福島県)
自治基本条例	(個人情報の保護) 第17条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。	(個人情報の保護) 第27条 村は、村民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。	(個人情報の保護) 第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されないように、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。	(個人情報の保護及び情報管理体制の整備) 第22条 町は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、町が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、情報セキュリティ対策の構築等について、必要な措置を講じなければならない。	(個人情報保護) 第18条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければならない。 2 市議会及び市長等の保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、喜多方市個人情報保護条例(平成18年喜多方市条例第13号)で定めるものとする。
個人情報保護条例	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定め、個人情報の開示等を請求する市民の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。 (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。 3 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情については、迅速かつ適切に対応しなければならない。	(目的) 第1条 この条例は、村が保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と村民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。 (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章において同じ。)の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び村民の意識の啓発に努めなければならない。 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	(目的) 第1条 この条例は、町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する町民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護を図り、もって公正な市政の推進に資することを目的とする。 (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、この条例の趣旨を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関して町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。 2 実施機関は、その所管職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。 3 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(目的) 第1条 この条例は、町民の自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるところにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。 (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、個人情報の保有等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、その所管職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。 3 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「自己情報」という。)の開示、訂正及び取扱いの是正を求める権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする。 (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条において同じ。)の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。